

令和8年6月市議会定例会議 経済民生常任委員会資料

議案第71号	福島市民家園条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	2	頁
議案第75号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	5	頁
議案第77号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	10	頁
議案第63号	令和8年度福島市一般会計補正予算（第1号）	・・・	14	頁
議案第65号	令和8年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	・・・	18	頁

議案第 71 号

福島市民家園条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P 37 ~ P 43)

1 条例改正の背景

令和 5 年度から令和 7 年度までに旧広瀬座再整備工事が行われ、旧広瀬座が公演、式典等が実施可能な施設となったことから、旧広瀬座をはじめ民家園の各古民家の活用の幅を広げるため、条例を改正するものである。

2 条例改正の主な内容

(1) 民家園の設置目的の改正 【第 1 条改正】

教育・文化に限られていた民家園の設置目的に、「地域振興」を加え、活用の幅を広げる。

現行	第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項の規定に基づき、古民家及び民俗に関する資料を展示し、 <u>市民の教育及び文化の向上に資するため</u> 、福島市民家園（以下「民家園」という。）を設置する。
改正案	第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項の規定に基づき、古民家及び民俗に関する資料を展示し、 <u>市民の教育及び文化の向上並びに地域振興に資するため</u> 、福島市民家園（以下「民家園」という。）を設置する。

(2) 旧広瀬座、古民家の貸館関連規定を追加 【新設】

- 貸館対象：旧広瀬座、各古民家
- 追加内容：使用許可関連規定（許可、禁止・制限事項、取消）
使用料関連規定（使用料、減免、還付）
- 使用形態：午前・午後の 2 部制とし、終日使用も可とする。
夜間については、原則使用しないが、例外的な使用に対応する規定を追加する。
午前（9 時～12 時）・午後（13 時～16 時 30 分）・終日（9 時～16 時 30 分）

〈公演等による古民家使用料〉

	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:30)	全日	備考
旧広瀬座	9,500円～ 37,200円	11,100円～ 43,400円	20,600円～ 80,600円	使用者が設定する入場料の有無・平日・土曜休日・金額に応じて料金を設定。
古民家 (旧広瀬座以外) 元客自軒旧北棟の例	1,900円	2,200円	4,100円	施設毎に使用料は異なる。

(3) 旧広瀬座入館料(見学料) 関連規定を追加 【新設】

- 対 象：旧広瀬座の見学にかかる入館を有料とする。
- 追加内容：入館許可関連規定(許可、禁止・制限事項、取消)
入館料関連規定(使用料、減免、還付)

〈旧広瀬座見学に係る入館料〉

一般	一人一回	500円
小・中学生	一人一回	200円

3 条例施行予定日

規則で定める日(令和8年11月を予定)

4 今後のスケジュール

令和8年6～10月

- ・市政だより、ホームページ、SNS等により貸館、見学開始を周知
- ・貸館受付開始

令和8年11月(予定)

- ・旧広瀬座再オープン：旧広瀬座・各古民家貸館、旧広瀬座有料見学開始

5 施設の状況

(1) 民家園の概要

- ① 所在地：福島市上名倉字大石前地内
- ② 敷地面積：約110,000㎡
- ③ 設置時期：昭和57年8月
- ④ 建物の概要：国指定重要文化財 1棟、県指定重要文化財 3棟、市指定有形文化財 6棟、
展示館（事務室等含む）、無料休憩所、トイレ棟 等
- ⑤ 施設内容：旧広瀬座（国）、旧奈良輪家住宅（県）、旧菅野家住宅（県）、旧阿部家住宅（県）、旧渡辺家住宅（市）、
旧笥家宿店（市）、旧小野家住宅（市）、旧馬場家住宅（市）、元客自軒旧北棟・旧東棟（市）、旧佐久間家板倉（市）等
- ⑥ その他：入園料は無料

(2) 旧広瀬座の概要

- ① 建築年：明治20年（平成6年移築）
- ② 構造・規模：木造2階建・323席
- ③ 建築面積：500.53㎡、延床面積：781.64㎡
- ④ 国指定重要文化財：平成10（1998）年12月25日指定（指定番号2352）
- ⑤ 再整備工事：令和5年度～令和7年度実施 屋根葺き替え、耐震補強、音響・照明設置工事、トイレ設置など

議案第75号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P86～P94)

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

- (1) 国民健康保険税額の課税限度額の改正(第3条第2項、第14条第1項)
- (2) 国民健康保険税額の軽減判定所得の基準額の改正(第14条第1項第2号及び第3号)
- (3) 税率の改正(第5条、第6条、第6条の2、第6条の4、第8条、第8条の2から4、第14条第1項各号、第14条第2項第1号及び第3号)

2 一部改正の趣旨

令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置の5割軽減、2割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額を改正することが示され、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)及び地方税法施行令(昭和25年7月31日号外政令第245号)の一部改正が施行されたことによる改正を行う。また、福島県が目指す県内保険税水準の統一に向けて保険税率の改正を行うため、本市国民健康保険税条例の一部改正を行う。

3 一部改正の概要

(1) 国民健康保険税課税限度額の改正

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増加が見込まれる中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、税率の引き上げだけで賄おうとすると、中間所得層を中心に負担を求めるようになることから、世帯間の負担の均衡(バランス)を図りつつ、中間所得層の保険税負担の急激な上昇を緩和するため、課税限度額を調整する。

○課税限度額

区分	医療分	支援分	介護分	子ども分	計
令和7年度	66万円	26万円	17万円		109万円
増 額	1万円	据え置き	据え置き	3万円	4万円
令和8年度 改正（案）	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円

参考：国民健康保険税課税限度額の推移

	医療分	支援分	介護分	子ども分	合計	前年度比較増額
令和5年度	65万円	22万円	17万円	—	104万円	2万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円	—	106万円	2万円
令和7年度	66万円	26万円	17万円	—	109万円	3万円
令和8年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円	4万円

下線部が前年度からの変更点

（２）国民健康保険税に係る軽減判定所得の基準額の改正

低所得世帯に対する負担減額措置として、均等割額及び平等割額（応益分）について、所得水準に応じ、7割、5割及び2割の軽減措置を行っているが、物価上昇等の経済動向を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が縮小することを抑制する観点から、5割軽減及び2割軽減の判定所得基準額をそれぞれ引き上げる。

	現行	改正後
	令和6年中の所得が下記の金額以下の世帯	令和7年中の所得が下記の金額以下の世帯
7割軽減判定所得基準額	43万円 + 10万円×（給与所得者等の人数－1）	43万円 + 10万円×（給与所得者等の人数－1）
5割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（30.5万円×被保険者等の人数）	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（31万円×被保険者等の人数）
2割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（56万円×被保険者等の人数）	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（57万円×被保険者等の人数）

(3) 税率の改正

令和7年度に引き続き、令和11年度に予定されている県内保険税水準の統一に備え、被保険者の急激な負担増を抑制するため、段階的な税率改正を行う。

		医療分			支援分			介護分			子ども分		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現 行 (令和7年度)	税 率	6.50%	21,700	18,300	2.50%	9,500	7,200	2.40%	10,000	6,200	-	-	-
	割 合	53.60%	29.96%	16.44%	51.32%	32.61%	16.07%	50.02%	32.36%	17.62%	-	-	-
改正案 (令和8年度)	税 率	6.20%	22,400	16,700	2.80%	9,500	8,100	2.40%	10,400	5,800	0.30%	1,400	800
	割 合	53.32%	31.36%	15.32%	53.31%	29.95%	16.74%	50.41%	33.19%	16.40%	48.67%	37.35%	13.98%
増 減	税 率	△0.30%	700	△1,600	0.30%	0	900	0.00%	400	△400	0.30%	1,400	800
	割 合	△0.28%	1.40%	△1.12%	1.99%	△2.66%	0.67%	0.39%	0.83%	△1.22%	48.67%	37.35%	13.98%
国が示す割合(令和8年度)		46.24%	37.63%	16.13%	46.24%	37.63%	16.13%	46.24%	37.63%	16.13%	46.24%	37.63%	16.13%

医療分…国民健康保険事業に要する費用

支援分…75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の財源

介護分…介護保険制度の財源（40歳から64歳までの方）

子ども分…子ども・子育て支援金制度の財源

4 条例施行日

公布の日から施行（予定）

経過措置

改正後の福島市国民健康保険税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、なお、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

5 具体的な影響

(1) 課税限度額の改正による影響

課税限度額超過世帯における課税限度額引き上げ分の課税額が増加

- ・ 課税限度額超過世帯数 256世帯（推計）
- ・ 課税額が市全体で3,227千円の増（推計）

(2) 軽減判定所得の基準額の改正による影響

軽減対象世帯数が増加し課税額が減少

- ・ 軽減対象世帯数 114世帯の増（推計）
- ・ 課税額が市全体で28,352千円の減（推計）

(3) 税率の改正による影響

世帯構成や所得状況により世帯の負担は異なる ※モデルケース検証参照

- ・ 課税額が市全体で83,701千円の増（推計）

【参考】モデルケース検証

ケース1	年度	所得割	均等割	平等割	計
・営業所得 300万円⇒算定基礎額257万円 ・4人世帯 ・40代後半夫婦・介護分あり ・18歳未満の子ども2人(小中学生各1人) ・18歳未満の子ども均等割2人目無料 ⇒上段に減免額	令和8年度	300,600	△ 34,500 119,300	0 31,400	△ 34,500 451,300
	令和7年度	292,900	△ 31,200 113,600	0 31,700	△ 31,200 438,200
	差	7,700	△ 3,300 5,700	0 △ 300	△ 3,300 13,100
ケース2	年度	所得割	均等割	平等割	計
・営業所得 300万円⇒算定基礎額257万円 ・3人世帯 ・30代前半夫婦・介護分なし ・18歳未満の子ども1人(未就学児1人) ・未就学児均等割1／2 ⇒上段に減免額	令和8年度	239,000	△ 17,200 82,500	0 25,600	△ 17,200 347,100
	令和7年度	231,300	△ 15,600 78,000	0 25,500	△ 15,600 334,800
	差	7,700	△ 1,600 4,500	0 100	△ 1,600 12,300
ケース3	年度	所得割	均等割	平等割	計
・給与収入 90万円 ⇒算定基礎額0万円 ・2人世帯 ・60代前半夫婦・介護分あり ・7割軽減 ⇒上段に減免額	令和8年度	0	△ 61,200 26,200	△ 22,000 9,400	△ 83,200 35,600
	令和7年度	0	△ 57,700 24,700	△ 22,200 9,500	△ 79,900 34,200
	差	0	△ 3,500 1,500	200 △ 100	△ 3,300 1,400
ケース4	年度	所得割	均等割	平等割	計
・営業所得 132万円⇒算定基礎額89万円 ・2人世帯 ・20代後半夫婦・介護分なし ・2割軽減 ⇒上段に減免額	令和8年度	82,700	△ 13,400 53,200	△ 5,200 20,400	△ 18,600 156,300
	令和7年度	80,100	△ 12,500 49,900	△ 5,100 20,400	△ 17,600 150,400
	差	2,600	△ 900 3,300	△ 100 0	△ 1,000 5,900
ケース5	年度	所得割	均等割	平等割	計
・公的年金収入300万円⇒算定基礎額147万円 公的年金収入120万円⇒算定基礎額0万円 ・2人世帯 ・60代後半夫婦・介護分なし	令和8年度	136,700	66,600	25,600	228,900
	令和7年度	132,300	62,400	25,500	220,200
	差	4,400	4,200	100	8,700
ケース6	年度	所得割	均等割	平等割	計
・公的年金収入180万円⇒算定基礎額27万円 ・1人世帯 ・60代後半・介護分なし ・5割軽減 ⇒上段に減免額	令和8年度	25,100	△ 16,700 16,600	△ 12,800 12,800	△ 29,500 54,500
	令和7年度	24,300	△ 15,600 15,600	△ 12,800 12,700	△ 28,400 52,600
	差	800	△ 1,100 1,000	0 100	△ 1,100 1,900

議案第77号

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例 制定の件

(議案書P97～P98)

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

減免適用期間の延長(附則第2項)

2 一部改正の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における、被保険者等の令和8年度国民健康保険税減免措置の取り扱い等について、令和8年2月25日付け厚生労働省保険局通知により、国の財政支援の延長が示されたことから、被災者に対する国民健康保険税の減免について、国財政支援措置に準拠し、減免適用期間の取り扱いに係る改正を行う。

3 一部改正の概要

- (1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等(平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。)の被保険者の令和8年度相当分の保険税の全額
- (2) 令和7年度末に資格を取得したことにより、令和8年4月以後に納期限が到来する令和7年度相当分の保険税額
- (3) 地方税法第17条の5に基づき、減免適用期間を令和4年度から令和8年度までの間とし、保険税の減免にあたっては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用とする

4 条例施行日

公布の日から施行（予定）

5 具体的な影響

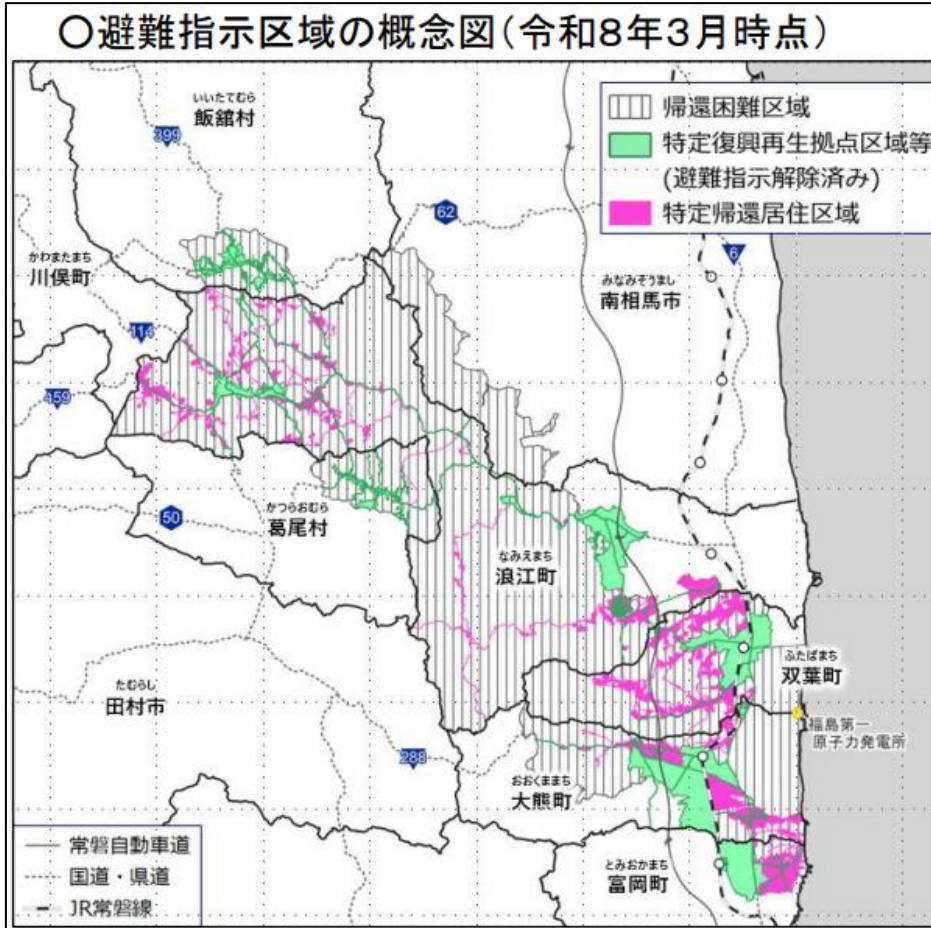
（１）対象者への影響

令和８年度相当分の国民健康保険税の減免を受けることができる。

（２）市への影響（令和８年４月１日現在）

- ① 減免措置対象見込み世帯数 １３７世帯
- ② 条例改正に基づく減免見込み額 １２，２８３千円（推計）
- ③ 国民健康保険税の減収分は、全額国庫補助で賄われる見込み
（災害臨時特例補助金２／１０、特別調整交付金８／１０）

【参考資料】避難指示区域の概念図



※令和8年3月29日原子力災害からの福島復興再生協議会資料より

東日本大震災の被災者の皆さまへ



東日本大震災の被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険における一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の特例減免措置の見直しについて

東日本大震災による被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険における窓口負担及び保険料(税)の特例減免措置については、**令和5年度から段階的な見直しを行っております**。皆様におかれては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 見直しの対象となる方

東日本大震災が生じた日に下記の地域に住所を有していた被保険者の方

2. 見直し内容について

○ 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で減免措置を終了することとし、**令和5年度(令和5年4月)から順次、見直しを実施**します。

震災当時住所を有していた地域	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
平成26年までに解除された地域 広野町、楡葉町(一部)、南相馬市(一部)、川内村(一部)、田村市、特定避難勧奨地点	▲										終了
平成27年に解除された地域 楡葉町(残り全域)	△	▲									終了
平成28年に解除された地域 葛尾村(一部)、南相馬市(一部)、川内村(残り全域)	○	△	▲								終了
平成29年に解除された地域 飯館村(一部)、浪江町(一部)、川俣町、富岡町(一部)	○	○	△	▲							終了
平成31年に解除された地域 大熊町(一部)	○	○	○	○	△	▲					終了
令和4年に解除された地域 葛尾村(一部)、大熊町(一部※1)、双葉町(一部※1)	○	○	○	○	○	○	○	△	▲		終了
令和5年に解除された地域 浪江町(一部)、富岡町(一部※1、※2)、飯館村(一部)	○	○	○	○	○	○	○	○	△	▲	終了

※1 令和2年に解除された地域を含む。
※2 令和5年11月に解除された地域を除く。

○：全額免除、△：保険料が1/2免除・窓口負担は全額免除、
▲：窓口負担のみ免除

(裏面に続く)

【参考資料】

令和7年度 国民健康保険税減免世帯の内訳

被災市町村	該当区域	件数	旧避難指示区域等
南相馬市原町区	旧緊急時避難準備区域 旧避難指示解除準備区域	1	
南相馬市小高区	旧避難指示解除準備区域	29	
南相馬市鹿島区	旧緊急時避難準備区域	0	
伊達市	旧特定避難勧奨地点	0	
川俣町	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	14	
富岡町	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	12	
川内村	旧避難指示解除準備区域	0	
広野町	旧緊急時避難準備区域	0	
浪江町	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	22	
飯舘村	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	40	
葛尾村	旧避難指示解除準備区域	1	
楢葉町	旧避難指示解除準備区域	0	
田村市	旧緊急時避難準備区域	0	
双葉町	旧特定復興再生拠点区域	0	
計		119	

被災市町村	該当区域	件数	帰還困難区域
富岡町	旧帰還困難区域 旧特定復興再生拠点区域	4	
大熊町	旧帰還困難区域	5	
双葉町	帰還困難区域 旧帰還困難区域	6	
飯舘村	帰還困難区域	1	
浪江町	帰還困難区域 旧帰還困難区域	2	
計		18	

合 計	137
-----	-----

議案第63号 令和8年度福島市一般会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P 9

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,753,738	79,819	1,833,557	国 16,532 県 43,332	-	-	19,955	◇特別会計繰出金 79,819 千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 79,819 千円 【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を追加するもの。 ・保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 46,753 千円 国保税軽減額の増加による増額 （財源：県3/4・市1/4） ・保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 33,334 千円 軽減対象者数の増加等による増額 （財源：国1/2・県1/4・市1/4） ・未就学児均等割保険税繰出金 △ 440 千円 軽減対象者数の減少に伴う減額 （財源：国1/2・県1/4・市1/4） ・産前産後保険税繰出金 172 千円 国保税軽減額の増加による増額 （財源：国1/2・県1/4・市1/4）
※補正前の額及び計には財務部納税課分（63,201）含む				<歳入内訳> 補正予算説明書 P6 ～ P7				
				16款 国庫支出金				
				1項 国庫負担金				
				1目 民生費国庫負担金				
				2節 保険基盤安定負担金				
				・保険者支援分		16,667		
				・未就学児均等割保険税軽減分		△ 221		
				・産前産後保険税軽減分		86		
				17款 県支出金				
				1項 県負担金				
				1目 民生費県負担金				
				2節 保険基盤安定負担金				
				・保険税軽減分		35,065		
				・保険者支援分		8,333		
				・未就学児均等割保険税軽減分		△ 109		
				・産前産後保険税軽減分		43		
				※財源は右記のとおり				

議案第63号 令和8年度 福島市一般会計補正予算（第1号） 【文化振興課】

<歳出>補正予算説明書 P11～12 (単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明	
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10 教育費	378, 286	24, 000	402, 286	国 6, 025	-	民家園使用料	16, 025	○音楽堂費	10, 000
6 社会教育費						1, 950		施設改修事業費	10, 000
6 文化施設費								○民家園費	14, 000
								旧広瀬座活用事業費	14, 000

繰越明許費補正 議案書 P9 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 社会教育費	旧広瀬座こけら落とし公演業務委託	10,001

【補正の概要】

①施設改修事業費（音楽堂）

○非常放送設備更新工事

令和8年2月に実施した避難訓練時に非常放送設備が鳴動しないことが判明したため、更新工事を実施するもの。

- ・音楽堂施設概要 所在地 福島市入江町1番1号
構 造 鉄筋コンクリート造
建築年度 昭和59（1984）年（築42年）
- ・非常放送設備の概要 災害時に、設備本体のマイクを通して館内各所のスピーカーから放送し、火災発生や避難誘導を全館に伝える防災設備。
- ・更新完了までの対応 非常放送設備故障中は、自動火災報知設備の地区音響装置により非常を知らせるほか、要所に職員を配置させ、状況に応じてトランシーバーと携帯拡声器を活用し避難誘導を行うことで、利用者の安全を確保します。（工事中の消防計画届出済み）

②旧広瀬座活用事業費

再整備工事が完了した旧広瀬座において、貸館や有料見学を開始するとともに、今後の利活用を促進するため、令和8年秋にプレこけら落とし公演を開催する。あわせて、令和9年春に開催予定のこけら落とし公演に向けた準備を行う。

【事業内容】

- 貸館・見学 …通年で旧広瀬座の有効活用を図り、その歴史的・文化的価値を来訪者へ分かりやすく発信する。
 - ・ 貸 館：劇場はもちろんのこと、講演会場、式典、イベント会場などユニークベニューとして活用
 - ・ 見 学：リニューアル後の国指定重要文化財 旧広瀬座の舞台（装置）や客席など
- こけら落とし …市主催の公演で旧広瀬座の実績と認知度を高め、継続的な施設活用につなげる。
 - ・ プレこけら落とし公演：地元劇団による公演
 - ・ こけら落とし公演：著名な演者（伝統芸能）による公演

議案第63号 令和8年度 福島市一般会計補正予算（第1号） 【スポーツ振興課】

<歳 出> 補正予算説明書 P12 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
10 教育費 7 保健体育費 3 体育施設費	760,224	8,700	768,924	0	7,800	0	900	◇体育施設費 8,700 ○施設整備事業費 8,700

(1)補正概要

十六沼公園スポーツ広場、サッカー場、庭球場について、現在、水銀灯の生産終了に伴い、補修・交換が困難となってきたことから、早急な夜間照明のLED化工事を計画している。設備は老朽化しており、支柱の強度調査を含めた設計が必要となることから、業務委託による設計を実施する。

(2)LED化整備の主な仕様

場 所	福島市大笹生字俎板山(十六沼公園)地内		
施 設	スポーツ広場	屋外夜間照明灯	8基
	サッカー場	//	12基
	庭球場	//	16基

(3)スケジュール

令和8年 7月 入札依頼
8月 契約 設計業務
12月 完了

議案第65号 令和8年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

補正予算説明書 P23 ~ P28

【歳入】

(単位:千円)

科目 \ 項目	補正前の額	補正額	計
01 国民健康保険税	4,401,253	△ 222,175	4,179,078
現年課税分	4,247,768	△ 222,175	4,025,593
滞納繰越分	153,485	-	153,485
02 使用料及び手数料	2	-	2
03 国庫支出金	25,616	-	25,616
04 県支出金	16,054,150	-	16,054,150
05 財産収入	6,527	-	6,527
06 繰入金	1,844,738	79,819	1,924,557
07 繰越金	1	149,990	149,991
08 諸収入	46,960	-	46,960
歳入合計	22,379,247	7,634	22,386,881

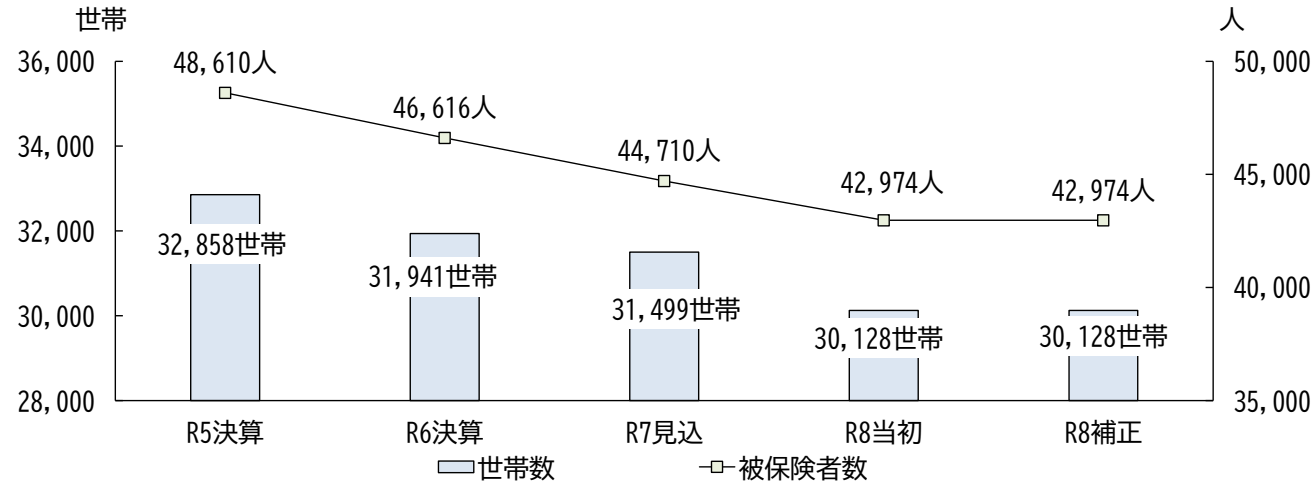
【歳出】

(単位:千円)

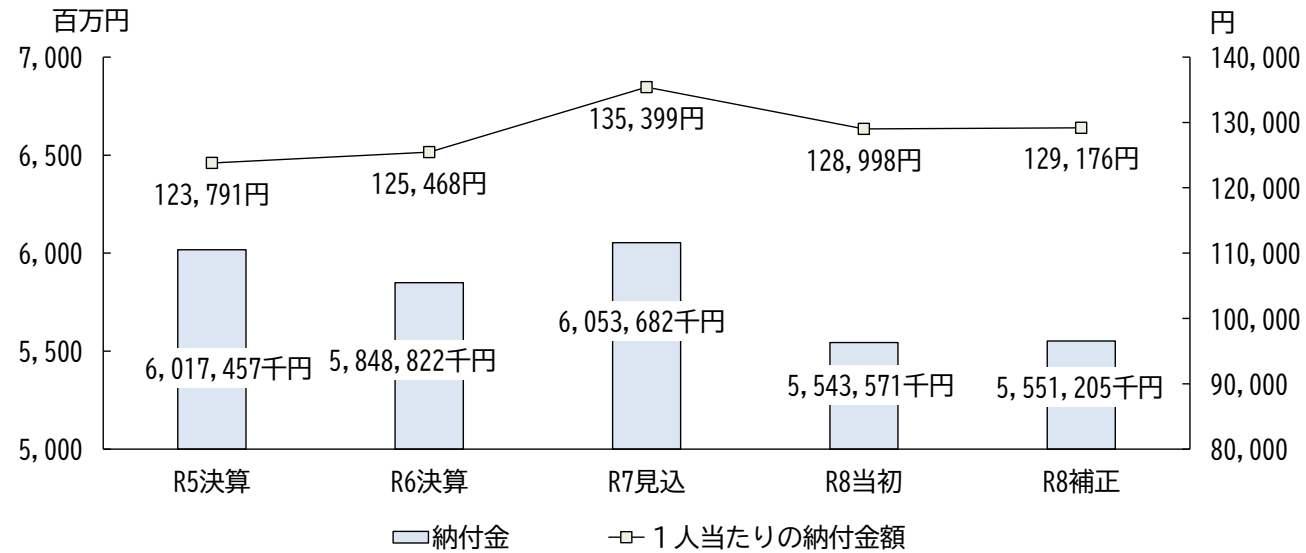
科目 \ 項目	補正前の額	補正額	計
01 総務費	510,530	-	510,530
02 保険給付費	15,987,791	-	15,987,791
03 国民健康保険事業費納付金	5,543,571	7,634	5,551,205
04 保健事業費	253,776	-	253,776
05 基金積立金	6,527	-	6,527
06 公債費	1	-	1
07 諸支出金	27,051	-	27,051
08 予備費	50,000	-	50,000
歳出合計	22,379,247	7,634	22,386,881

議案第65号 令和8年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

被保険者数と世帯数の推移



納付金の推移



議案第65号 令和8年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P26 ~ P27

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明																												
1国民健康 保険税 1国民健康 保険税 1 国民健康 保険税	4,401,253	△ 222,175	4,179,078	◇国民健康保険税現年課税分 △222,175千円 税率等の見直しに伴い減額するもの。 <table><tr><th>区分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr><tr><td>1医療給付費分現年課税分</td><td>2,562,845</td><td>△ 96,591</td><td>2,466,254</td></tr><tr><td>2後期高齢者支援金等分現年課税分</td><td>1,201,072</td><td>△ 106,448</td><td>1,094,624</td></tr><tr><td>3介護納付金分現年課税分</td><td>346,392</td><td>△ 9,747</td><td>336,645</td></tr><tr><td>7子ども・子育て支援納付金分現年課税分</td><td>137,459</td><td>△ 9,389</td><td>128,070</td></tr><tr><td>滞納繰越分合計</td><td>153,485</td><td>-</td><td>153,485</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,401,253</td><td>△ 222,175</td><td>4,179,078</td></tr></table>	区分	補正前の額	補正額	計	1医療給付費分現年課税分	2,562,845	△ 96,591	2,466,254	2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,201,072	△ 106,448	1,094,624	3介護納付金分現年課税分	346,392	△ 9,747	336,645	7子ども・子育て支援納付金分現年課税分	137,459	△ 9,389	128,070	滞納繰越分合計	153,485	-	153,485	合計	4,401,253	△ 222,175	4,179,078
区分	補正前の額	補正額	計																													
1医療給付費分現年課税分	2,562,845	△ 96,591	2,466,254																													
2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,201,072	△ 106,448	1,094,624																													
3介護納付金分現年課税分	346,392	△ 9,747	336,645																													
7子ども・子育て支援納付金分現年課税分	137,459	△ 9,389	128,070																													
滞納繰越分合計	153,485	-	153,485																													
合計	4,401,253	△ 222,175	4,179,078																													

議案第65号 令和8年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P26 ～ P27

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明																																												
6繰入金 1一般会計繰入金 1一般会計繰入金	1,844,738	79,819	1,924,557	・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の追加に伴う増額 <table><thead><tr><th>区分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td><td>656,295</td><td>46,753</td><td>703,048</td></tr><tr><td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td><td>392,355</td><td>33,334</td><td>425,689</td></tr><tr><td>3未就学児均等割保険税繰入金</td><td>7,350</td><td>△ 440</td><td>6,910</td></tr><tr><td>4職員給与費等繰入金</td><td>444,007</td><td>-</td><td>444,007</td></tr><tr><td>5産前産後保険税繰入金</td><td>2,823</td><td>172</td><td>2,995</td></tr><tr><td>6財政安定化支援事業繰入金</td><td>133,189</td><td>-</td><td>133,189</td></tr><tr><td>7その他一般会計繰入金</td><td>208,719</td><td>-</td><td>208,719</td></tr><tr><td>・子ども医療費等繰入金</td><td>91,000</td><td>-</td><td>91,000</td></tr><tr><td>・国庫支出金等影響額補填繰入金</td><td>117,719</td><td>-</td><td>117,719</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,844,738</td><td>79,819</td><td>1,924,557</td></tr></tbody></table>	区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	656,295	46,753	703,048	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	392,355	33,334	425,689	3未就学児均等割保険税繰入金	7,350	△ 440	6,910	4職員給与費等繰入金	444,007	-	444,007	5産前産後保険税繰入金	2,823	172	2,995	6財政安定化支援事業繰入金	133,189	-	133,189	7その他一般会計繰入金	208,719	-	208,719	・子ども医療費等繰入金	91,000	-	91,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	117,719	-	117,719	合計	1,844,738	79,819	1,924,557
区分	補正前の額	補正額	計																																													
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	656,295	46,753	703,048																																													
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	392,355	33,334	425,689																																													
3未就学児均等割保険税繰入金	7,350	△ 440	6,910																																													
4職員給与費等繰入金	444,007	-	444,007																																													
5産前産後保険税繰入金	2,823	172	2,995																																													
6財政安定化支援事業繰入金	133,189	-	133,189																																													
7その他一般会計繰入金	208,719	-	208,719																																													
・子ども医療費等繰入金	91,000	-	91,000																																													
・国庫支出金等影響額補填繰入金	117,719	-	117,719																																													
合計	1,844,738	79,819	1,924,557																																													
7繰越金 1繰越金 1繰越金	1	149,990	149,991	◇前年度繰越金149,990千円 財源に不足が生じるため、前年度繰越金を追加するもの。																																												

議案第65号 令和8年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P28

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
3国民健康保険 事業費納付金	5, 543, 571	7, 634	5, 551, 205	-	-	-	7, 634	◇医療給付費分 △ 13, 942 千円
1医療給付費分								◇後期高齢者支援金等分 5, 797 千円
1医療給付費分	3, 420, 061	△ 13, 942	3, 406, 119	-	-	-	△ 13, 942	◇介護納付金分 3, 089 千円
								◇子ども・子育て支援納付金分 12, 690 千円
								納付金額の確定に伴い過不足分を追加するもの。
2後期高齢者 支援金等分								
1後期高齢者 支援金等分	1, 521, 461	5, 797	1, 527, 258	-	-	-	5, 797	
3介護納付金分								
1介護納付金分	464, 590	3, 089	467, 679	-	-	-	3, 089	
4子ども・子育て 支援納付金分								
1子ども・子育て 支援納付金分	137, 459	12, 690	150, 149	-	-	-	12, 690	